

震災時の狛江市災害対策本部の態勢（現行）

1 災害対策本部の非常配備態勢等

(1) 非常配備態勢

種別	発令の時期	態勢の内容
第1非常配備態勢	震災（第2非常配備態勢から第4非常配備態勢までに掲げる状況に該当する場合を除く。）の発生等の状況により、本部長が必要と認めるとき。	震災に対応するための措置を強化し、救助その他震災の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2非常配備態勢	(1) 局地震災が発生したとき。 (2) 市内に震度5弱の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (4) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地震災に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	(1) 市内の複数地区に震災が発生すると予想されるとき又は発生したとき。 (2) 市内に震度5強の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発せられたとき。 (4) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	複数地区の震災に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	(1) 震災が拡大し、第3非常配備態勢では対処できないとき。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全組織をもって対処する態勢

(2) 夜間・休日特別配備態勢

種別	発令の時期	初動態勢の内容
情報連絡態勢	市内で震度4又はこれに準ずる震災が発生したとき。	総務部長 安心安全課職員
第1特別非常配備態勢	市内で震度5弱又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長、副市長、教育長、全部長職 全課長職、安心安全課職員
第2特別非常配備態勢	市内で震度5強又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長、副市長、教育長、全部長職 全課長職、全主任職、安心安全課職員
第3特別非常配備態勢	市内で震度6弱以上又はこれに準ずる震災が発生したとき。	全職員が速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。 なお、初動要員は、あらかじめ指定された避難所等に参集し、情報収集等必要な活動を行う。

勤務時間内と夜間・休日で態勢を変更する必要性が疑問

態勢は、生起した事態に応じて決定するものであり、勤務時間内外で区分するものではない。

風水害時の災害対処の態勢（現行）

【市の活動態勢の流れ】

状況	発災、被害の発生				
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
状況	降雨状況に応じて変遷				
	台風が接近		状況に応じて変遷		
市	情報収集態勢 ○各自、気象情報を収集	情報監視態勢 ○管理職等は参集し、気象情報の収集など状況を把握	情報連絡態勢 ○課全職員は参集し、気象情報の収集・伝達など状況把握	警戒態勢 (第1～第4非常配備態勢) ○災害即応体制本部の設置	災害対策本部の設置
	環境部・都市建設部		○一部職員は参集し、気象情報の収集・伝達など状況把握		
全庁					

2 市の水防非常配備態勢

種別	発令の時期	態勢の内容
第1非常配備態勢	災害が発生するおそれがあるとき、局地的災害が発生したときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	水防その他の災害に対応するための措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	事態が切迫し、市内の全域に災害が発生すると予想されるとき、 <u>複数の地区に災害が発生したとき</u> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	災害が拡大し、 <u>第2非常配備態勢では対処できないとき</u> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	複数地区の災害に直に対処できる態勢
第4非常配備態勢	災害が拡大し、 <u>第3非常配備態勢では対処できないとき</u> その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全力をもって対処する態勢

※想定している災害は、「警戒態勢」ではなく、「**災害対策本部**」で対応すべき事態であり、**警戒態勢の意義を整理**

災害即応対策本部の設置 《市（総務部・環境部）

つなぎの態勢は不必要で、対策が必要ななら災害対策本部を設置

突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間は、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として《災害即応対策本部を設置》的かつ機動的な態勢を確立する。

警戒態勢の中で各部が必要な対策を実施し、被害が拡大すれば災害対策本部を設置

資料③ 風水害時の狛江市における避難所運営要領（現行）

<p>台風の状況</p>		
<p>避難所</p>		
<p>運営主体</p>	<p>市職員 （避難所運営協議会の支援を得る場合あり）</p>	<p>避難所運営協議会、市職員</p>
<p>備蓄品提供</p>	<p>なし</p>	<p>あり</p>

【狛江市地域防災計画（風水害編）から抜粋、作成】

発災前も発災後も「避難所」という名称であり、運営に際して誤解と混乱を招く。
 → 発災前後で名称を変更した方が理解容易

「避難所」と「自主避難所（仮称）」の違い

	避難所	自主避難所(仮称)
開設の目的	災害により自宅が被災し、 生活が困難な被災者が一定期間生活を送る場	災害発生前や避難情報発令前の段階において、 不安を感じた住民の一時的な受入れ
対象災害	災害全般	主として 風水害(台風)
開設の時期	発災時、避難指示等	台風接近時(災害発生前)
運営主体	避難所運営協議会、学校職員 直行職員	市職員(直行職員を主体)
開設期間	被災者が 別の場所で生活の目途が立つまでの間	台風通過まで
備蓄品の提供	あり	なし

各自治体で「自主避難所」「一時避難所」「事前避難所」など名称は様々であるが、考え方は同じ。